



経営者の退職金

【小規模企業共済制度】のご紹介

令和2年10月

小規模企業共済は、法律に基づく制度であり、国が全額出資している中小企業基盤整備機構が運営しています。

① 加入できる人は…

- 常時使用する従業員が20人以下の建設業・製造業・サービス業（宿泊・娯楽）
- 常時使用する従業員が5人以下の小売業・卸売業・サービス業（宿泊・娯楽を除く）
個人事業主・共同経営者（専従者等）・会社の役員。

積立しながら節
税できます☆三

② 掛け金は…

- ・月額 1,000 円から 70,000 円までの範囲で選択。
- ・納付方法は、預金口座振替（毎月 18 日）
- ・掛け金の増額・減額は 500 円単位でできます。



③ 税法上のメリットは…

掛け金の全額が課税対象所得から控除できます。（社会保険料控除と同様、全額控除）所得税・住民税が節税できます。

④ 共済金の受け取りは…

- 一括受取りの場合は、「退職所得」扱い
- 分割受け取りの場合は、「公的年金等の雑所得」扱い

⑤ 事業資金も借り入れできます

納付した掛け金合計額の範囲内で事業資金の貸し付けが受けられます。

（担保・保証人は不要）

※節税にはたいへん有利な制度です。この機会に小規模企業共済に加入した場合の税額について、昨年の確定申告書と比較してみませんか？

お問い合わせ先：高山南商工会

久々野本所

☎52-3460

朝日支所

☎55-3529





小規模企業共済ご加入の方へ

令和2年10月

現在ご加入中の経営者の方へご案内です。

● 今年の経営状況により、小規模企業共済の掛け金を増額（前納）

又は減額することができます。

前納の場合、令和元年分として申告するためには、10月中に月額変更する必要があります。節税のために掛け金を増額したいとお考えの方は、お早目に商工会までご相談下さい。

★制度の主な内容

⑥ **掛け金は…**

- ・月額 1,000 円から 70,000 円までの範囲で選択。
- ・納付方法は、預金口座振替（毎月 18 日）
- ・掛け金の増額・減額は 500 円単位でできます。

⑦ **税法上のメリットは…**

掛け金の全額が課税対象所得から控除できます。（社会保険料控除と同様、全額控除）所得税・住民税が節税できます。

⑧ **共済金の受け取りは…**

- 一括受取りの場合は、「退職所得」扱い
- 分割受け取りの場合は、「公的年金等の雑所得」扱い

⑨ **事業資金も借り入れできます**

納付した掛け金合計額の範囲内で事業資金の貸し付けが受けられます。

（担保・保証人は不要）

お問い合わせ先：高山南商工会

久々野本所 ☎52-3460
朝日支所 ☎55-3529

